

当日配付

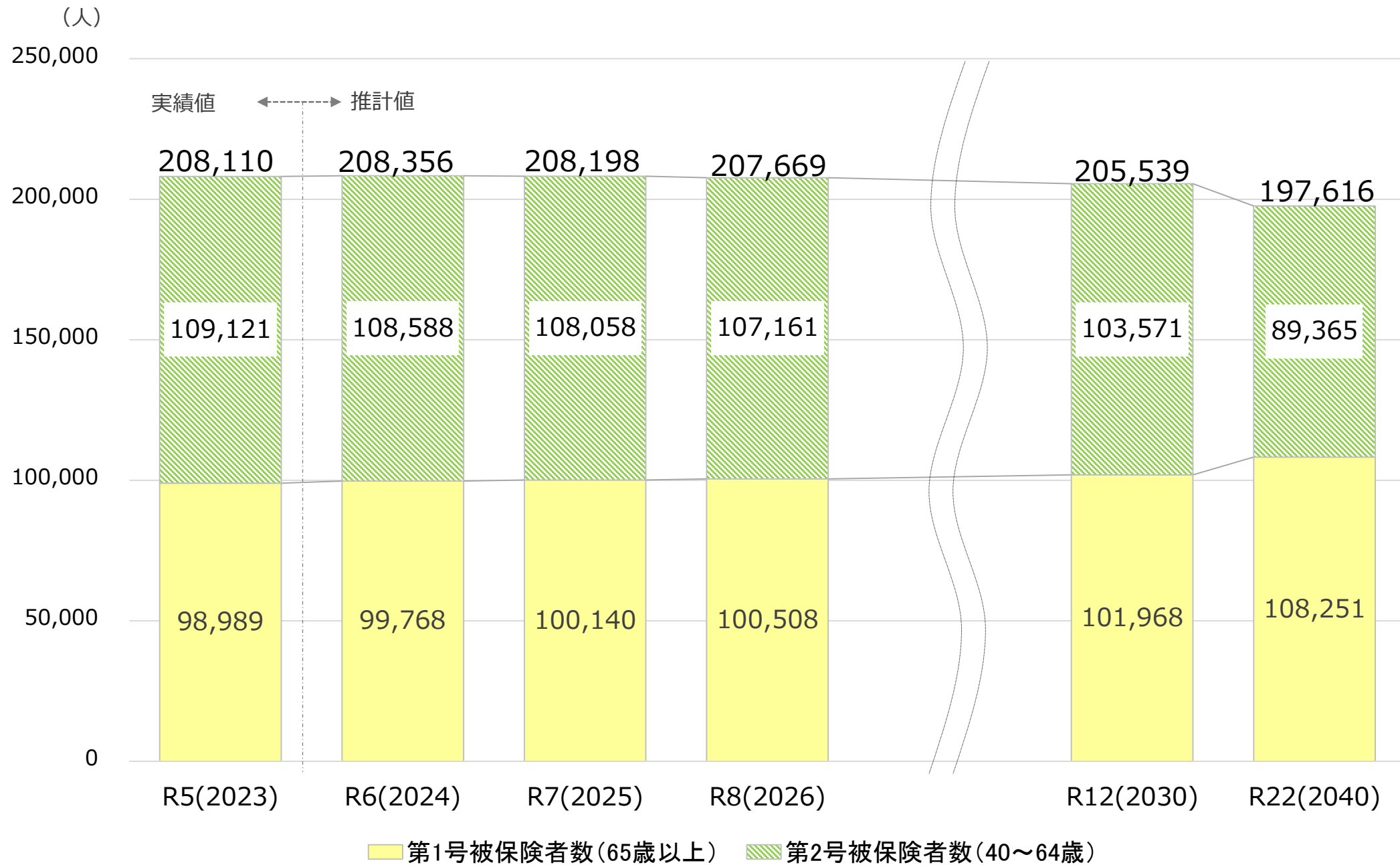
資料2(補足 I 別紙)

前橋市社会福祉審議会  
第7回高齢者福祉専門分科会  
R6. 2. 29

## 第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）

介護給付費推計・介護保険料算定

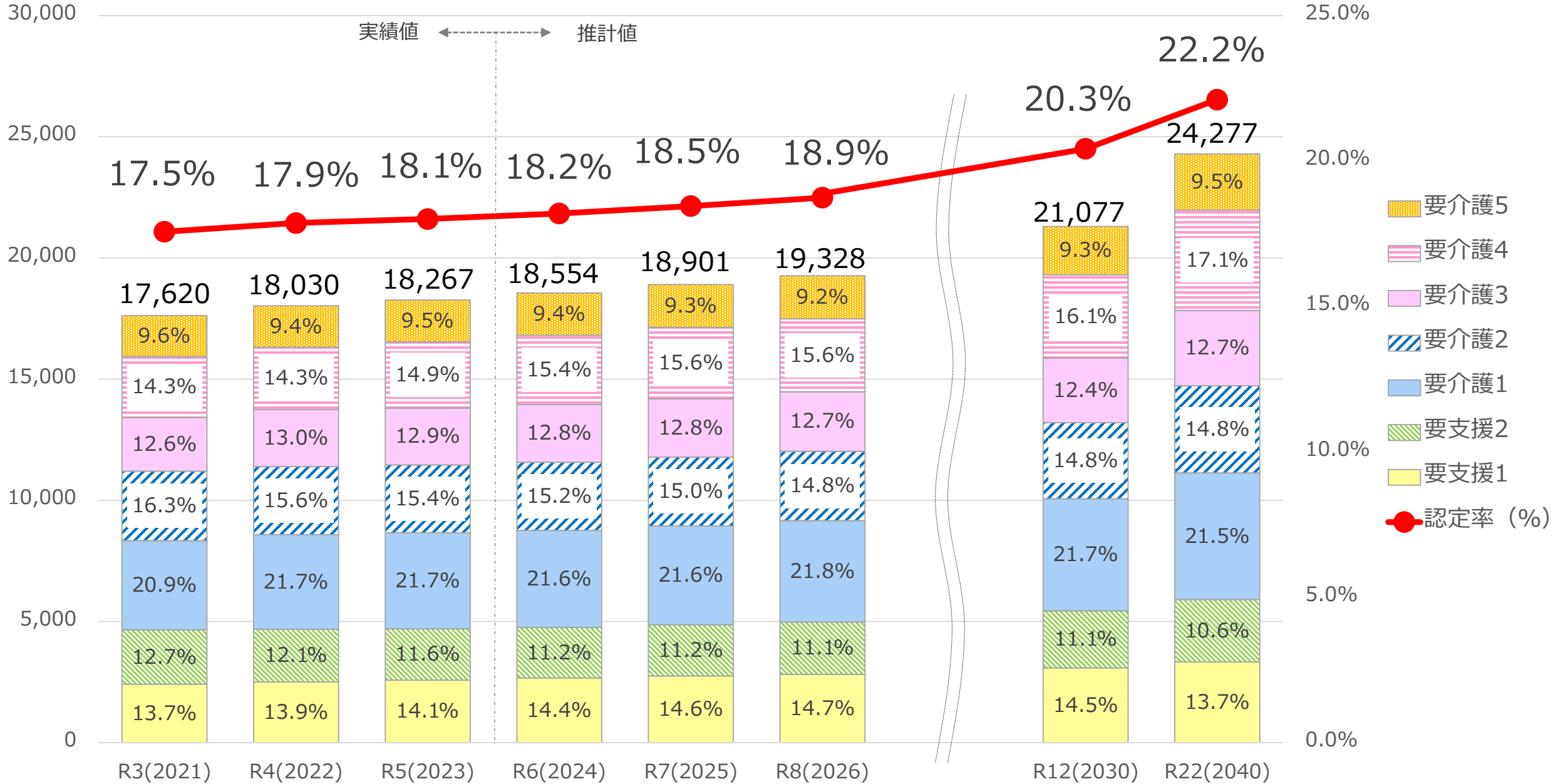
# 1 被保険者数



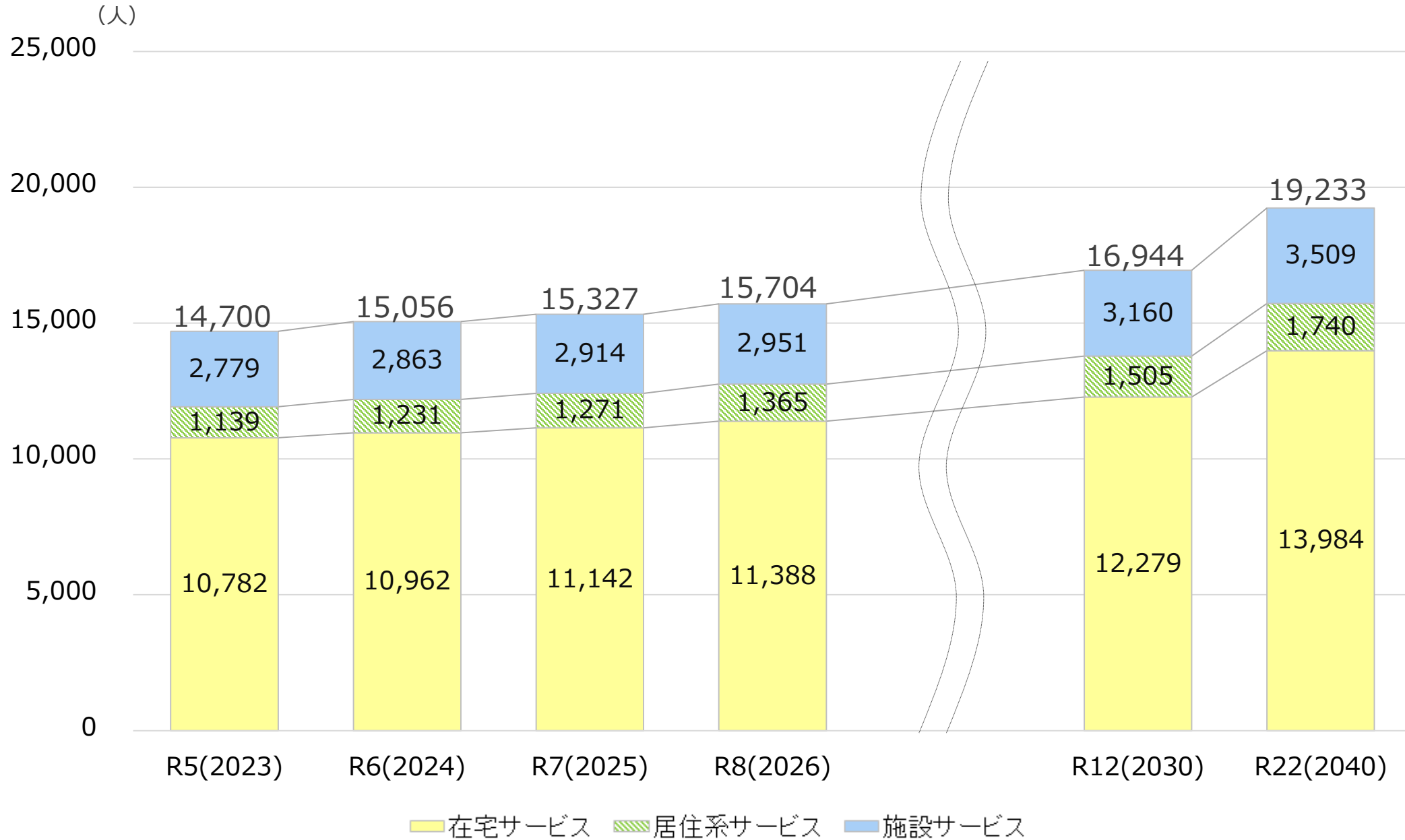
# 2 要介護認定者数

認定者数 (人)

認定率 (%)



### 3 介護保険サービス利用者数



# 4 介護給付費

(億円)

500.0

450.0

400.0

350.0

300.0

250.0

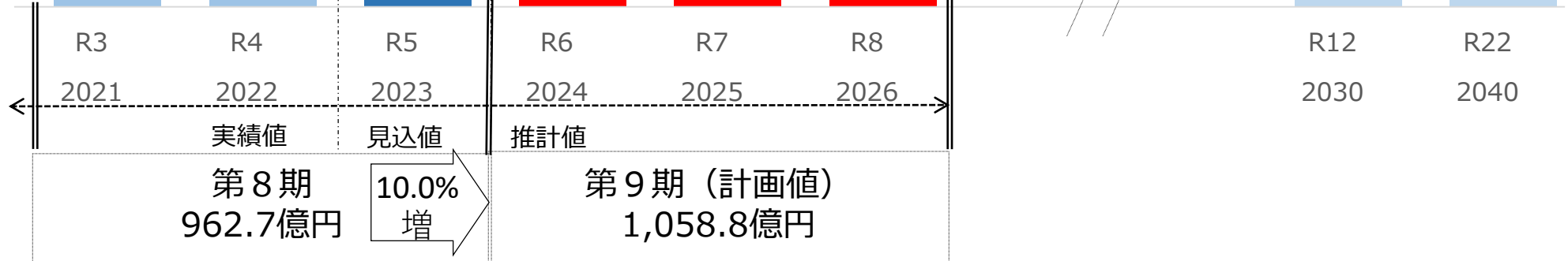
200.0

150.0

100.0

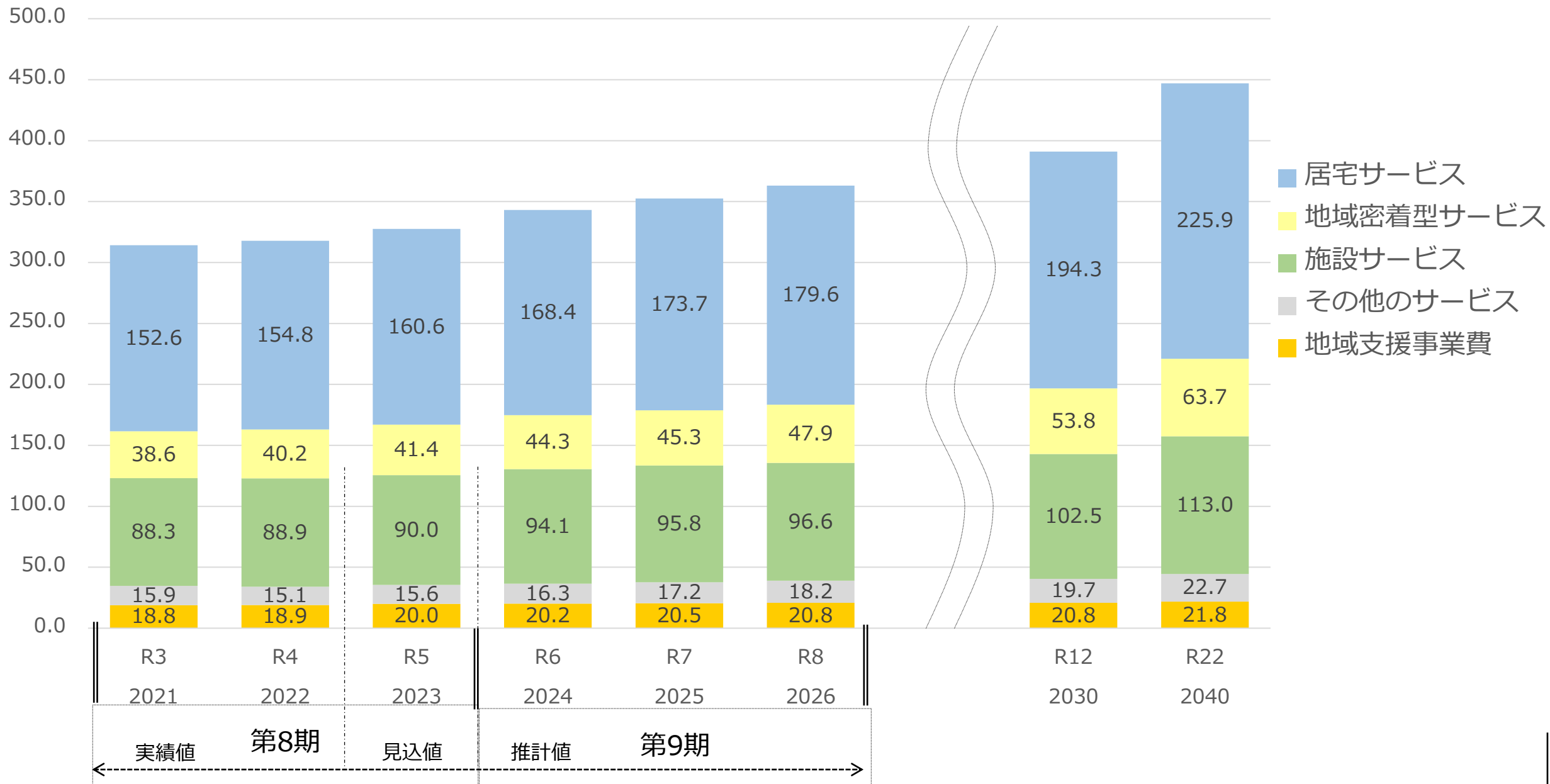
50.0

0.0



# 5 介護給付費（区分別）

(億円)



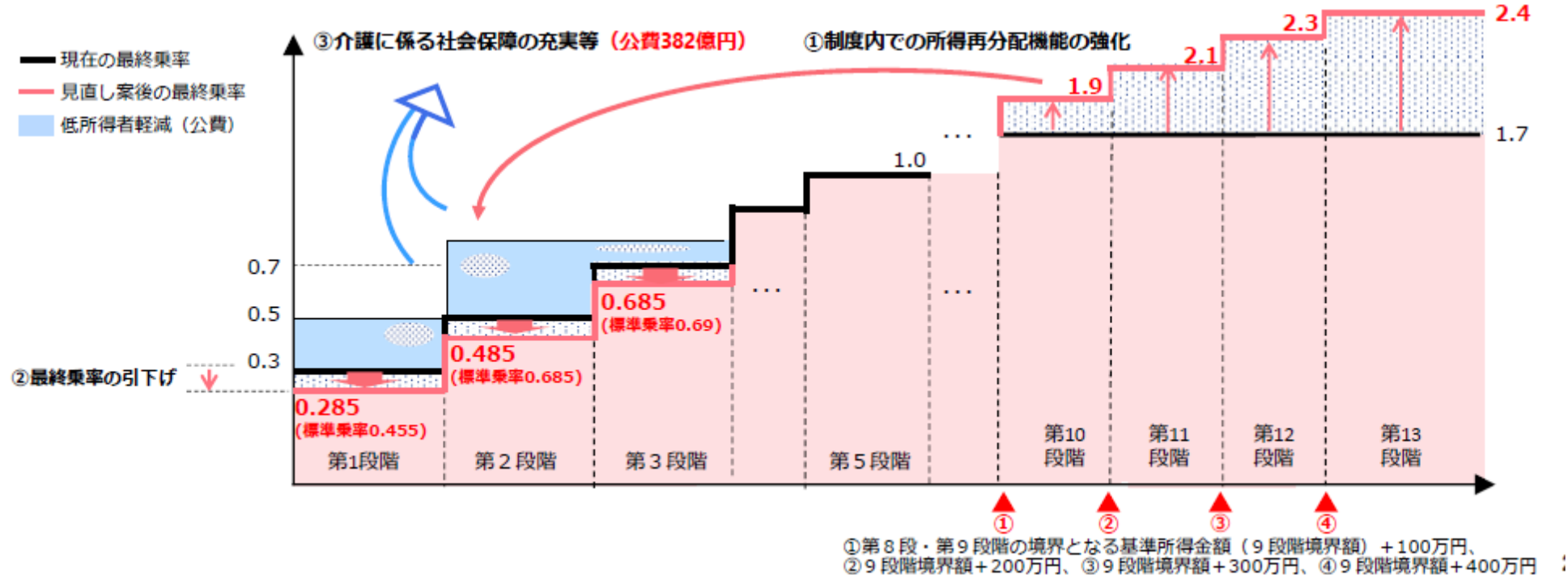
## 6 【参考】国の見直しの考え方

### 第1号保険料に関する見直しの成案（標準9段階から標準13段階への見直し）

- 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、**今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化する**（標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等）ことで、**低所得者の保険料上昇の抑制を図る**。
  - ・ 高所得者に係る標準段階の段階数・乗率について、既に9段階を超える多段階の保険料設定を行っている保険者の平均を勘案して設定。
  - ・ 低所得者の最終乗率（低所得者が実際に負担する乗率）について、第7期から第8期にかけての保険料の伸びなどを勘案して設定。
- ※ 介護保険制度においては、調整交付金によって、保険者ごとの所得分布状況に係る調整を行っているところ、この所得調整機能を強化するため、標準9段階を用いている現行の調整方法についても、保険料設定方法の見直しに併せて、標準13段階を用いた調整方法に改める。
- 保険料の多段階化によって制度内での対応が強まることを踏まえ、低所得者の負担軽減に活用されている公費の一部（※）について、現場の従事者の処遇改善をはじめとする介護に係る社会保障の充実に活用する。
  - ※ **公費約382億円（国費約191億円、地方約191億円）**

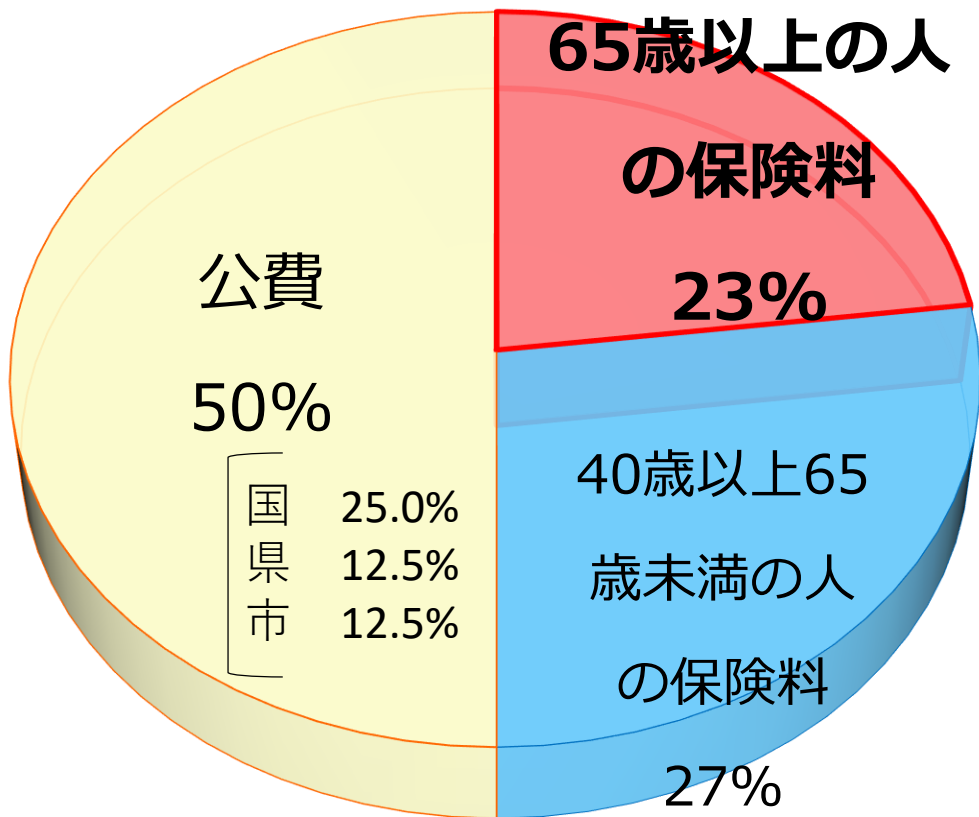
（参考）全世代型社会保障構築会議報告書（令和4年12月16日全世代型社会保障構築会議）

「全世代型社会保障」は、年齢に関わりなく、全ての国民が、その能力に応じて負担し、支え合うことによって、（中略）必要な保障がバランスよく提供されることを目指すものである。



# 7 第9期介護保険料の算定

介護保険の財源構成(利用者負担分除く)



## 介護保険料の算定方法

1 給付費全体から23%を算定

**24,350,899千円**

2 介護給付費準備基金の取り崩し額

**1,284,000千円** (第8期計画1,230,000千円)

3 保険料収納必要額

**23,231,337千円**

(計算方法) 給付費23% 24,350,899千円

- 準備基金取崩額 1,284,000千円

- 調整交付金調整額 (-403,250千円)

- 保険者機能強化推進交付金等の見込額 238,812千円

4 保険料基準額

**年額 77,400円 (月額 6,450円)**

(計算方法) 保険料収納必要額 23,231,337千円

÷ 予定保険料収納率 **98.6%**

÷ 補正後第1号被保険者数 304,431人



# 8 第9期介護保険料算定の考え方

## 第8期前橋市保険料段階

区分	保険料率
第1段階	×0.25
第2段階	×0.45
第3段階	×0.7
第4段階	×0.875
第5段階	基準額
第6段階	×1.125
第7段階	×1.25
第8段階	×1.4
第9段階	×1.5
第10段階	×1.75
第11段階	×2.0

## 第9期国標準保険料段階

区分	保険料率
第1段階	×0.285
第2段階	×0.485
第3段階	×0.685
第4段階	×0.9
第5段階	基準額
第6段階	×1.2
第7段階	×1.3
第8段階	×1.5
第9段階	×1.7
第10段階	×1.9
第11段階	×2.1
第12段階	×2.3
第13段階	×2.4

## 第9期前橋市保険料段階

区分	保険料率
第1段階	×0.275
第2段階	×0.48
第3段階	×0.685
第4段階	×0.88
第5段階	基準額
第6段階	×1.16
第7段階	×1.29
第8段階	×1.5
第9段階	×1.7
第10段階	×1.95
第11段階	×2.15
第12段階	×2.35
第13段階	×2.55
第14段階	×2.7
第15段階	×2.85

所得  
↑ 低  
↓ 高

市民税課税世帯



・国標準保険料率より低く設定



8,9段階は、国標準に合わせる



・段階の弾力化(多段階化)  
国標準13段階 → 15段階  
・10~15段階保険料率を国標準より高く設定

# 9 第9期介護保険料段階表（年額）

※括弧書は、公費負担による減額賦課前の額

段階	対象者	保険料率 (軽減前)	年額保険料 (軽減前)
第1段階	ア 生活保護受給者 イ 本人が老齢福祉年金を受給している、かつ、世帯全員が市町村民税非課税である者 ウ 本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が80万円以下の者	基準額 ×0.275 (×0.445)	21,200円 (34,400円)
第2段階	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階以外の者のうち、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が80万円を超え120万円以下の者	基準額 ×0.48 (×0.68)	37,100円 (52,600円)
第3段階	本人を含む世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階及び第2段階以外の者	基準額 ×0.685 (×0.69)	53,000円 (53,400円)
第4段階	本人が市町村民税非課税で、かつ、世帯の中に市町村民税を課税されている者を含む者のうち、本人の合計所得金額と年金収入額を合計した額が80万円以下の者	基準額 ×0.88	68,100円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、かつ、世帯の中に市町村民税を課税されている者を含む者のうち、第4段階以外の者	基準額	77,400円
第6段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.16	89,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.29	99,800円
第8段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	116,100円
第9段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	基準額 ×1.7	131,500円
第10段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	基準額 ×1.95	150,900円
第11段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	基準額 ×2.15	166,400円
第12段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	基準額 ×2.35	181,800円
第13段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の者	基準額 ×2.55	197,300円
第14段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の者	基準額 ×2.7	208,900円
第15段階	本人が市町村民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の者	基準額 ×2.85	220,500円